改訂版

千葉市文化部活動ガイドライン



令和８年１０月

千葉市教育委員会学校教育部

教　育　指　導　課

目次

ガイドライン策定の経緯 …１

１　ガイドライン策定の趣旨 …１

２　文化部活動の学校教育における位置付け及び意義 …２

（１）学校教育における位置付け

（２）文化部活動の意義

３　文化部活動の在り方に関する方針 …２

（１）本方針の扱い

（２）適切な運営のための体制整備

（３）効果的な活動の推進

（４）適切な休養日等の設定

（５）生徒のニーズを踏まえた環境の整備

４　学校及び顧問の役割 …６

（１）活動目標及び活動計画の作成

（２）運営上の留意事項

（３）保護者との連携

（４）けがや事故の防止

＜参考・引用文献＞

・「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
（令和７年 12 月文部科学省）

・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び文化部活動の適切な運営に係る取組の徹底について（依頼）」（平成 30 年 12 月文化庁）

・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月文化庁）

・「千葉市運動部活動ガイドライン」
（令和８年 10 月千葉市教育委員会学校教育部保健体育課）

千葉市文化部活動ガイドライン

ガイドライン策定の経緯

○　部活動についてはその在り方に関する近年の様々な議論を踏まえ、平成３０年７月、「千葉市運動部活動ガイドライン」が策定された。運動部ガイドラインの策定に際しては、部活動全体に関わる課題を中心に検討が進められたが、スポーツ固有の課題も含めて議論が行われたことを踏まえ、運動部ガイドラインにおいては運動部活動を対象とすることとされた。一方、文化部活動（注１）については、運動部ガイドラインの策定に際して発出された「千葉市運動部活動ガイドライン」の策定について（通知）」において、「千葉市教育委員会では、当面、文化部活動に 関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取り扱い」を依頼しているところである。

○　このような経緯を踏まえ、平成３０年１２月に文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が提示されたことから、本市においても、国のガイドライン及び「千葉市運動部活動ガイドライン」に則り、「千葉市文化部活動ガイドライン」を策定し、部活動全般の在り方について留意しつつ、文化部活動の特性を踏まえながら、生徒のバランスのとれた心身の成長を促し、充実した学校生活を送ることができるようにするとともに、 生涯にわたって幅広い活動を実現するための資質・能力の育成を図る。

（注１）　いわゆる文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下「芸術文化等の活動」という。）を行うものなども幅広く含まれうるものと一般に捉えられており、また、本ガイドラインに先行して運動部ガイドラインが策定されていることから、本ガイドラインの対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

１　ガイドライン策定の趣旨及び課題、配慮事項

部活動は、スポーツや文化、科学等、生徒が自分の興味・関心に応じて自主的・自発的に活動する中で、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係の形成等に資するものである。

文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであるが、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様である。

「運動部ガイドライン」では、スポーツ医・科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間について基準を示したところである。一方、多様な文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的･体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきである。

部活動については、運動部活動・文化部活動を通じて考えるべき課題や、それぞれの特性を踏まえて検討すべき課題があるが、多くの学校が運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、部活動全体を通じた方針として策定し、運用を開始している。

このような状況を踏まえた上で、「千葉市運動部活動ガイドライン」に定めた内容をベースとして「千葉市文化部活動ガイドライン」を 策定し、 生徒の バランスのとれた心身の成長を促し充実した学校生活を送ることができるようにするとともに、生涯にわたって幅広い活動を実現するための資質・能力の育成を図る。

令和７年１２月に文科省より「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が示され、市としても令和９年４月に「千葉市版総合的なガイドライン」の策定を行うこととした。今回、文化部活動ガイドラインの一部改訂（休養日、活動時間部分）を行うことで、段階的に周知し、学校現場が円滑に対応を進められるようにしていく。

（※地域展開については、「千葉市版総合的なガイドライン」で示していく。）

２　文化部活動の学校教育における位置付け及び意義

（１）学校教育における位置付け

文化部活動は学校教育の一環として、芸術文化等の活動 に興味・関心のある同好の生徒の、自主的・自発的な参加により行われ、顧問の指導の下、多様な学びの場として、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられる。

（２）文化部活動の意義

○生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成し、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送る。

○芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動等を通して豊かな心や創造性の涵養を目指す。

○自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。

○自己の能力や個性の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。

○互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

このように、文化部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成を実現させる役割を果たしていると考えられる。また、大会等で優秀な成績を収めることのみを重視し、過重な練習を強いることがないようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められている。

さらに、生徒への指導は、学校の教育活動全体を通じて行われるものであり、文化部活動もそのうちのひとつである。文化部活動について、学校は、学校教育目標の具現化を図るため、全職員の共通理解・協力体制のもと、次の点に配慮した運営にあたることが重要である。

○職員会議等において、全職員が文化部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や指導員、また、顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組むことが大切である。

○部活動を通した生徒理解に努めるとともに、発達段階に応じて、能力や適性を見極め、その都度、心身の健康状態を確認した上で、個に応じた指導を心がけることが大切である。

○保護者や関係団体等との連携を図りながら部活動を活性化させるとともに、外部指導者や部活動指導員の積極的な活用等を通じて、地域に信頼される学校づくりを進めることが大切である。

３　文化部活動の在り方に関する方針

（１）本方針の扱い

本ガイドラインは、義務教育である中学校段階（特別支援学校中学部を含む。）を主な対象とする。

なお、本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類に関わらず該当するものであることから、高等学校段階の文化部活動についても本ガイドラインを原則として適用する。その際、中学校教育の基礎の上に、各学校の教育目標や教育課程における特色等に応じた多様な教育が行われている点に留意する。

また、小学校でも、学校教育の一環として行われるものについては、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

（２）適切な運営のための体制整備

ア　方針の策定

校長は、本ガイドラインに則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、年度始めに部活動保護者会等で周知する。また、文化部活動顧問が作成した、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）のうち、活動計画を学校の活動方針とともに公表する。

イ　指導体制の構築

教育委員会は、各学校の実態に応じて部活動指導員(※1)を積極的に任用し、学校に配置する。部活動指導員については、原則として、部はあるが専門的な指導のできる顧問がいない部や部活動を担当する顧問の指導経験が浅い部等に配置できるよう努めるものとする。(同一校に最長３年)

また、指導する文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とするとともに、部活動指導員の職務能力向上のための研修を実施する。

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行うことができるようにするとともに、各種通知(※2)を踏まえ、教職員の勤務時間管理等を行いながら、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

※１　部活動指導員は、校長の監督を受け、平日及び土日の校内における実技指導、土日の大会・練習試合の実技指導等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

※２　(1)「学校における働き方改革に関する緊急対策」平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定
(2)「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」平成 30 年２月９日付け 29 文科初第 1437 号
(3)「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」平成 31 年３月 18 日文部科学省
(4)「学校おける働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」令和元年６月 28 日文部科学省

（３）効果的な活動の推進

ア　適切な指導

校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たり、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基 礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的･効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ 短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状況等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

イ　体罰の根絶等

過度な活動や行き過ぎた指導に陥ることのないよう、日頃から十分注意するとともに、言葉の暴力を含む体罰の根絶を徹底する。また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう併せて配慮する。

（４）適切な活動時間・休養日等の設定

ア　適切な活動時間等

文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活（※３）を送ることができるよう、学期中、長期休業中のどちらも以下を基準とする。

【休養日】
◆週２日以上の休養日を設定すること。
・月～金（祝日を含む）で１日以上
・土日どちらか１日以上
※千葉市教育研究会の日を、市一斉の休養日として設定し、朝練習も行わない。
◆休養日の振替
・土日に２日間連続して大会等に参加した場合は、翌週の他の日に休養日を振り替える。
【活動時間】
◆月～金（祝日は含まない）は朝練習を含む１日２時間程度
◆休日（土日及び祝日）は１日３時間程度
◆週当たりの活動時間は、11 時間程度の範囲内（朝練習や地域クラブの活動を含む）とすること。
【その他】
◆長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定する。

・休養日とは、朝練習・ミーティング・放課後練習など部活動に係る全ての活動を行わない日のことを指す。
・千葉市は将来的な地域展開を見据え、月～金（祝日を含む）で１日以上、土日どちらか１日以上、週に２日以上の休養日を設ける。

・１日の活動時間とは、準備・後始末・昼食休憩等を除いた実際に活動（休憩時間を含む）している時間とする。

・週間当たりの活動時間の考え方は、土曜日から起算して金曜日までの積算が、11 時間程度の範囲内とし、以下を参考とする。

（例１）土日のどちらか１日を３時間活動した場合、その週の平日は４日間で８時間程度の活動とする。

（例２）祝日等の休日に３時間活動し、その週の土日のどちらか１日も３時間活動した場合、その週の平日の活動できる時間は 5 時間程度となる。

	土	日	月	火	水	木	金	合計時間
例１	３ｈ	休み	２ｈ	休み	２ｈ	２ｈ	２ｈ	11ｈ
	土	日	月(祝)	火	水	木	金	合計時間
例２	休み	３ｈ	３ｈ	休み	２ｈ	２ｈ	１ｈ	11ｈ

※週当たりの活動時間は、部活動地域展開の地域クラブ活動の時間を含む。

※ガイドラインで定めた活動時間・休養日は、日常的な練習等を想定して設定しているものであり、大会やコンクール参加等の特殊な事情がある場合にまで厳密な遵守を求めるものではない。ただし、そうした場合にも、生徒のバランスのとれた生活や過度な活動の防止等の観点から、適切な対応を行うこと。

・平日、休日ともに、各学校で終了時刻を決定し、事前に生徒や保護者に知らせる。

・部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ　地域や学校の実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。また、生徒の十分な休養時間の確保や学習準備のため、朝練習の廃止等も考えられる。

※３　学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして１週間あたりに換算すると、1 週間あたりの授業時数は 29 単位時間（24 時間 10 分）である。一方、スポーツ庁「平成 29 年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の 1 週間の活動時間が「14 時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の 42.0 %、「21 時間を超える」と回答した生徒の割合は全体 21.7% であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本ガイドラインでは、１週間あたり長くとも 11 時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた（平日は少なくとも１日、週末は少なくとも１日以上を休養日とし、１日の活動時間は長くとも平日では２時間程度、休業日は３時間程度を基準とする。）。

（５）文化・芸術環境の整備

ア　生徒のニーズを踏まえた文化部活動の設置

校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動

が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動を設置する 。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動の機会を創出することができるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる。

教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒による合同部活動等の取組を推進する。

イ　地域との連携等

教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

４　学校及び顧問の役割

（１）活動目標及び活動計画の作成

文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成し、バランスのとれた心身の成長を促すうえで大変意義のあるものである。生徒の自主的・自発的な参加によることを踏まえ、顧問及び部活動指導員の一方的な方針により活動するのではなく、生徒の意見やニーズを把握した上で、活動計画の作成に当たることが必要である。また、生徒が充実した活動ができるようにするため、入部の際や年度始めの保護者会等において 部活動の経営方針や目標、練習内容、年間計画、必要経費等の説明を丁寧に行い、保護者等の理解をあらかじめ得ることが大切である。さらに、活動をとおして生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直し、よりよい部活動経営に努める。活動計画を作成するに当たっては、年間を見通し参加する大会等を精査し、明確にするとともに、月毎に、活動計画（休養日が分かるもの）及び活動実績を校長に提出する。

（２）運営上の留意事項

部活動の運営に当たっては、生徒が主体的、意欲的に取り組むことができるよう雰囲気づくりや心理面での指導の 工夫、安心して活動できる環境を整備することが大切である。生徒の良いところを見付けて伸ばしていく肯定的な指導や叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれる。また、顧問及び部活動指導員の感情により指導内容や方法が左右されないよう注意し、生徒の心理面を考慮しつつ、肯定的な声かけや励まし等を行いながら、生徒の良さを引き出す工夫も必要である。そのためには、生徒の活動状況をよく観察し、日頃から指導に当たる上での情報の収集に努める必要もある。また、厳しい指導と適切なフォローを加えた指導をすることにより、指導者と生徒の信頼関係づくりにも留意する。

文化部活動は複数の学年が参加することや同一学年でも異なる学級の生徒が参加する活動

であり、望ましい人間関係の育成が求められる。顧問及び部活動指導員は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要である。

（３）保護者との連携

部活動は、保護者や地域の方々の理解や協力のもとに成り立つものでもあることから、年度始めの保護者会等で、学校全体の目標や方針、各部の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが大切である。

また、物品の購入や大会等への参加費の徴収など金銭に関わることについては、事前に校長の許可を得るとともに、会計報告等の作成により保護者への説明を丁寧に行う必要がある。また、領収書等の保管についても、学校としてルールを設け、適切に対応することにより、説明責任を果たせるようにする。

（４）けがや事故の防止

文化部活動での活動においても、けがや事故、熱中症(※4)等が発生することがあるため、各生徒の安全を第一に考え、活動中はもちろん、用具の準備等も含め、事故の未然防止と事故発生時を想定した対応まで、万全の体制づくりが必要である。

指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、生徒の発達段階や、技能の習得状況を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要である。

文化部活動中、顧問の教職員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則であるが、やむを得ず直接活動に立ち会えない場合には、他の顧問の教職員と連携、協力することや、あらかじめ顧問の教職員と生徒の間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要である。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解したりしておくことが大切である。

※４　「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）参照